

諮問第 570 号
環水大水発第 2203103 号
環水大土発第 2203101 号
令和 4 年 3 月 10 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣
山口 壯
(公 印 省 略)

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準については、新たな知見を踏まえ、順次基準値等の見直しが行われているところである。

このような状況を踏まえつつ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1218号
令和4年3月11日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の
規制に係る基準等の見直しについて（付議）

令和4年3月10日付け諮問第570号、環水大水発第2203103号及び環水大土発第2203101号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。